

藤元議員 それでは、5点について質問させていただきます。最初に日本のTPP参加についてであります。この件につきましては、前町長時代、昨年の12月議会でも取上げさせていただきましたが、町長が代わりましたし、また、新たな情勢の変化もありますので改めて取上げさせていただきます。このTPP参加問題は、国政レベルの問題ではありますが、関税の完全撤廃と非関税障壁撤廃を原則とするTPPに、もし日本が参加するということになれば、国のありようを根本から変えてしまう。そして、農林漁業を基幹産業とする本町のような田舎の自治体にとっては、それこそ存亡に関わる大変大きな問題だと考えます。TPPと言いますと、よく農林漁業の問題が取上げられます。関税が完全に撤廃されれば、日本の平均耕地面積の100倍、1900倍のアメリカやオーストラリアの農業に太刀打ちできるはずもなく、日本農業は壊滅的な打撃を受けることは間違いありません。農水省の試算でもただでさえ低い食料自給率が、39%から13%に低下すると言われております。そうなれば、他産業への影響も大きく、地域経済のますますの疲弊、また、農林漁業の多面的機能が果たせなくなり、国土の荒廃ということにもつながってまいります。木材の関税は既にほぼ0%になっていますが、そのことにより林業がどういう状況になったのでしょうか。国土面積の約70%が森林と言われている日本ですが、1970年から2010年までの40年間で木材自給率は95%から18%に低下し、その間、一万を超える集落が消えたという調査結果があります。こんな状況を見ればTPPに、もし日本が参加するようなことになれば、林業と同じように、農業や漁業、住民の暮らしが大変な状況になり、本町のような田舎の自治体は今以上に疲弊するのは明らかではないでしょうか。さらに、TPPは、この関税の問題だけではありません。先ほども申し上げましたように、関税の完全撤廃と同時に非関税障壁の撤廃が求められます。つまり、参加国の市場に海外の企業が参入する妨げになるものを非関税障壁として撤廃を求められるようになります。我が国が決めている食の安全や保険、金融などあらゆる規制、基準等の緩和、撤廃が求められるわけであります。例えば、現在日本は、BSE対策で牛肉の輸入制限をしていますが、アメリカに非関税障壁として国内基準の緩和を求められたら断れない。食品添加物やポストハーベスト遺伝子組み換え食品の規制もアメリカの要求どおりフリーパスになる事態が考えられるわけあります。TPPに参加するということはそういうことあります。そして一旦参加をしてしまったら、交渉の結果、内容が良くないので止めますとなどということが言えないのがTPPであります。輸出が増えて雇用が改善されるのではないかと期待されている方もおいでます。しかし、輸出が増えるということと雇用が改善されるということとはイコールではありません。過去20年、輸出額は大きく伸びているのに国民の給料

は下がる一方ではありませんか。輸出企業の利益は内部留保や株主配当、海外投資に向けられ雇用は全然改善されていないというのが現実であります。そして、異常な円高の中、ほぼ0%になっている関税を撤廃したところで日本の工業製品の輸出が大幅に増えるなどということが考えられるでしょうか。安価な輸入品が入ってくれば良いではないかという方もおられます。確かに、気持ちは理解できますが、デフレ状況の日本に安価な商品が入ってくれば、安値競争がますます激化し、デフレがさらに進行し、賃金の低下、雇用がさらに悪化することが専門家からも指摘されております。日本のTPP参加を強く望んでいるのがアメリカであります。停滞する経済、失業問題、財政赤字、その打開策として考えているのが大幅な輸出拡大策であり、そのターゲットとされているのが日本であります。そして、その期待に積極的に応えようというのが野田政権であります。野田総理は、世論調査で8割の国民が説明不足としているにもかかわらず、また、民主党、与党内でも意見がバラバラにもかかわらず、11月11日、TPP参加表明を強行いたしました。しかし、そう簡単に参加が実現するわけではありません。日本がTPPに参加するためには、他の国と違ってアメリカでは、政府だけではなく議会の承認を得なければならない仕組みになっております。政府や議会との事前協議の中で、日本の国民が疑問に思っていることが、これから先、次々、国民の前に明らかになってまいります。まさに、TPP参加阻止の運動はこれからが正念場ということであります。このTPP参加問題については、全国の多くの自治体、議会が反対の意思表示をしております。徳島県知事、県議会も反対の意思表示をしております。また、本年11月30日、全国町村長大会におきましても、反対の決議を上げていただいているところであります。そこでお伺いいたします。福井町長は、就任してからまだ8ヶ月ほどであります。この間、少子高齢化、過疎化、雇用の確保、地場産業の振興等々、多くの問題を抱えるこの牟岐町を何とか良くしたいと頑張ってこられたはずであります。もちろん、福井町長に限らず、多少の意見の違いはあっても歴代の町長がそうであったと思いますし、議員のみなさん、職員のみなさん、多くの町民のみなさんも同じ気持ちで頑張ってこられたと思います。TPP参加は、このような方々の努力を台無しにしてしまうものだと思いますが、町長のこの問題に対する認識をまず最初に伺いたいと思います。次に、牟岐町農業委員会では、町民のみなさんに内容を良く知っていただきたいということで、学習講演会を計画しております。まだ、日時や場所、講師など具体的なことは決まっているわけではありませんが、農協や漁協、婦人会や老人会など、色々な団体に呼びかけて、実行委員会方式でやりたいということであります。是非、いろんな形でご協力をお願いしたいと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。次の質問に移ります。防災対

策についてであります。9月議会に続き、再度質問をさせていただきます。最初に、地震津波発生時、直ちに国道を通行止めにする対策を国に対し求めるべきではないかということであります。震災時の画像が随分ニュースでも流されましたし、ユーチューブなどでも津波が押し寄せてくる画像等が沢山流されております。これらの画像の中には、今後地震津波対策を考える上では大変貴重なものが含まれております。画像の中で海岸から大津波が押し寄せているにもかかわらず、その手前の道路を車が走っている画像を観られた方も多いのではないのでしょうか。津波が押し寄せてきているのを知らなかったのか、知っていて逃げていたのかは分かりませんが、おそらく、あの画像に写っていた車は、その後、被害に合われたのではないかと思います。たしかに、車で走っていると、地震があっても道路に割れ目が出来るとか、崩れるとかしない限り、気が付き難いし、ラジオやカーナビのテレビでもつけていなければ情報もなかなか入ってきません。その結果として、津波が押し寄せてきていても気がつかなく被害に合うケースがあるのだと思います。もし、地震があり、津波が押し寄せて来ているということを知らずに、国道55号線を高知方面に向かって車で走った場合、ほとんどが海岸の近くを通りますので、津波の襲来を知ったとしても安全に避難できる場所はほとんどありません。町内で言えば牟岐橋を渡る手前か、橋の入り口あたりが適当なのか専門家の判断がいろいろありますが、とにかく下り車線は、電子掲示板、自動遮断機等で安全な場所で通行止めにする対策がどうしても必要であります。そしてそのことが町内の国道の混雑を少しでも減らし、町内の住民のみなさんが、安全に避難することにつながると考えます。管轄は、国土交通省になろうかと思いますが、是非、働きかけるべきだと思いますがいかがでしょうか。次に、今の質問とも関連しますが、9月議会でも指摘させていただきましたが、今回の震災から学ぶべきは、大地震があれば自ら判断し、直ちに高台など安全な場所に避難することです。しかし、震災時は、大混乱が予想されるため、そのためにも、道路などは出来るだけ人や車がスムーズに通れるように常日頃整備をしておくことが大切であります。町内の道路の整備については大きく前進しておりますが、気になるのが町道川長線であります。以前にも、議員からの質問もあり、今までも努力され、懸案事項にもなっているかと思いますが、国道55号線が不通になった場合の迂回路、あるいは避難道としての町道川長線の整備が急がれるのではないのでしょうか。現状は、ご承知のとおり、道が狭く車の対向もままならいという状況であります。過去に計画をしたけれど、住民のみなさんの理解が得られなかったということがあったようですが、再度、検討すべきではないのでしょうか。また、川長線の整備が無理だということであれば、ほり歯科医院から海部消防組合までの町道川東線を、県の河川管理道を使用させていた

だいて延長するというのも一つの方法ではないでしょうか。どのように考えておられるのかお伺いいたします。次の質問に移ります。トリビューンしこくの報道等についてお伺いいたします。実は、私だけではなく、ここにおられる議員のみなさんの中にも体験された方がおいでるかと思いますが、だいぶ前の話で、月日までの記憶はありませんが、トリビューンについては大変嫌な思い出があります。私が初めて議員に当選させていただいた頃ですが、トリビューンの新聞が送られてくるようになりました。議員になりますと、色々なところから本や雑誌、新聞等の広告などが送られてきますので別に気にしておりませんでしたけれども、ある日、トリビューンしこくから請求書が送られてきました。びっくりして、勝手に送ってきたのだから代金は払えないし、お金がいるのであれば今後送ってくるなと電話をいたしました。しかし、再度請求書が送られてきました。今度は、手紙で支払う意思がないことと、今後送ってこないようにと再度伝えました。しかし、その後も新聞は送られてきました。仕方がないので、その後は受け取り拒否の手続きを何度かしたところ、やっと送ってこなくなりました。しかし、今年4月の改選後、また送ってくるようになりました。何時だったか向こうから電話があったときに、前のことがありますので、もう送ってくるなと言うことを伝えましたが、未だに送ってきております。株式会社トリビューンしこくの経営方針、編集方針をとやかく言うものではありませんし、そういう立場でもありませんが、企業のモラルとしては問題があるというふうに考えているところであります。さて、このトリビューンの新聞ですが、今回の小学校、保育所の入札についての記事が載った新聞が、どの程度か分かりませんが町民のみなさん宅に送付されているようであります。そういうこともあって、町民のみなさんから、この件について、町が不正なことをやっているのかという問い合わせが時々あります。この新聞が何故、今回のような報道をはじめ、町民のみなさん宅へ送付をはじめたのか。その狙いは定かではありませんが、注意深く記事を読みますと、今回、牟岐町が行ってきた一連の入札には違法性がないことは重々承知していながら、読んだ方が、何か不正があるかのような印象を持つように書かれていることが特徴でないかと思います。1108号のうわさの指定席と言う欄では、県内自治体が公共事業で打ち出す地元優先発注。地元企業の育成をめざすものだが、その取り組み状況は自治体間で温度差があるようだ。発注額の数値目標を定めたり、共同企業体JV方式の活用で地元業者の参入を促す自治体があれば、地元企業には大型工事は無理と門戸開放に消極的な自治体もある。などと、それぞれの自治体が地元企業育成を図っている紹介記事がありますし、1120号では、自治体には自治体の裁量があると四国地方整備局契約課の見解を載せている記事もあります。しかし、全体としては先ほども述べたように、読

まれた方が、今回の小学校、保育所の入札には、町が何か不正をしているかのような印象を持たれる書き方がされております。町だけではありません、町議会や町職員まで蜜月関係、密接関係などと不正に関わっているかのような書き方がされています。事実に基づかないけしからん話だと思えます。そこで伺いいたしますが、今回の入札に関して、何か法律違反や条例違反があったのでしょうか。住民のみなさんの疑問に答えるためにも、明確にご答弁をいただきたいと思えます。また今回の報道に対し、感想等があればお話しください。次に、このような報道姿勢のトリビューンであります。1108号には本町の広告が掲載されております。どういう経過で、どれくらいの広告料を支払っているのか分かりませんが、この際、この種の企業とは、金銭的な関係は一切絶つべきではないと考えますがいかがでしょうか。次の質問に移ります。更新住宅についてあります。改良住宅の耐震性に問題があるとのことで、建設を始めた更新住宅であります。現在のところ目標の34戸が完成しております。そこで伺いいたします。町は、一貫して、人の住まない住宅は建てるつもりはない、と繰り返し説明してまいりましたし、入居期限を平成23年12月ということで案内をしているとの答弁をしてまいりました。今年平成23年12月も残り少なくなりましたが、現在の入居状況はどうでしょうか伺いいたします。次に、平成21年12月議会で問題になった、21年夏から突然食堂を始め、店舗付住宅の建設を求めながら、今後も店の分の家賃は納めない。そして、要求が通らないのなら立ち退きもしないという方との話し合いはどうなったのでしょうか。伺いいたします。次に、更新住宅の家賃についてであります。1996年公営住宅法が改正され、応能、応益家賃が導入され、家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数＝家賃という計算方法で、良いか悪いかは別に、現在、公営住宅の家賃は、このような計算の仕方によって決まっております。しかし、既に完成している更新住宅の家賃は、他の町営住宅と違って月、1万円の定額制であります。建築後8年ほど経つきの団地の平均家賃が2万円を越えていますので、納得できないとの声が出るのは当然であります。更新住宅だけ特別扱いをするのは理解できませんし、出来るのであれば他の住宅でも実施すべきであります。誰もが納得できる家賃に改めるべきではないかと思えますがいかがでしょうか。次の質問に移ります。内妻川の改修についてであります。町長は、ご存知ないかもしれませんが、昭和51年10月18日、何故か牟岐町だけに大雨が降り、床下浸水215戸、床上浸水357戸という大きな被害を受けました。駅前周辺は水浸し、海部病院の一階は大人の胸辺りまで水浸しになりました。内妻では、川の土手が決壊し、ビニールハウスが全滅。3戸が浸水の被害を受け、一戸がその後移転をいたしました。そんなこともあり、内妻では、今か

ら10年ほど前になりますが、水田の区画整理、農道の整備、河川改修を同時に行いました。河川改修については、川の位置を変えたり幅を広くしたりで、その後、大雨時でも土手を越えるというようなことは現在までありません。ただ、職員の方はご承知だと思いますが、一部未改修の部分が残っております。写真でお分かりだと思いますが、この部分の崩壊が広がっております。是非、未改修部分の改修を県に働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。以上で、質問を終わらせていただきます。

枅富議長 町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。まずTPP参加に係る町長の認識はとのことですが、TPPへの参加の是非は、本当に難しい問題でございます。しかも、現時点では、TPPの各分野の内容がまだほとんど決まっておらず、賛否の判断は困難な状況でございます。これまでも、輸入品に関税をかけている品目の関係団体からは、TPPの目的が自由貿易協定であり、各国の関税を撤廃する非関税障壁を取り除くということが目的でございますので、反対の意見がだされておりますし、逆に、工業品のように輸出が業績に大きなウエイトを占める企業・団体からは賛成の意見が出されております。また、徳島県や市町村の対応についてでございますが、牟岐町においては、平成22年12月に国等へTPPへの参加撤廃の意見書を町議会から提出しておりますし、平成23年10月に行われた四国四県町村長議長大会においても、TPPは、日本の農林水産業に壊滅的な打撃となり、農山漁村の崩壊を招くことが危惧されるため、農林水産業の十分な振興施策が示されないままTPP交渉に参加しない旨決議しております。徳島県議会も14日、野田首相のTPP交渉参加表明に抗議する意見書を可決しております。ここで議員お尋ねの私の認識でございますが、正直なところ、現時点では判断できかねております。先に述べました参加反対の理由も判りますし、多くの若者が就職できない中、何とか、日本の企業に国際的な競争力を付けて欲しい、失業率を下げるためにもTPP参加が必要でないかとの見方もあり、現時点では結論を出せずしております。いずれにしましても、日本の農業、牟岐町の農業は、現状のままでは、後継者が居なくなります。補助金により何とか息を繋いでいくのではなく、活力のあるもっと魅力的な農業を見つける努力を積み重ねていく必要がございます。そういう意味で、TPPの学習会も大事ですが、活性化に向けた学習会を町職員も含め進めていくことがより重要だと考えています。なお、牟岐町農業委員会のTPP参加についての学習会の開催は、町としても積極的に後押ししたいと考えています。防災対策についてございま

すが、議員ご指摘のように、車運転中は、緊急地震速報等もございませうが、揺れも体感しにくく、他の媒体からの情報も伝わりにくい状況にございませう。また、大地震後、国、県、市町村職員が通行止めを行ったとしても、津波避難までに実施することは困難でございませうし、ただ規定しただけでは効果を期待できないと考えておりませう。牟岐町におきましては、これまでも、避難訓練では、避難は車ではなく徒歩で行うよう周知し、実施して参りましたが、車で通行している町外の人に、地震時は、直ちに車を降り、近くの避難所に避難するよう誘導することも難しいと考えておりませう。しかしながら、大急ぎで避難する町民にとって、車は走る凶器となりますので、今後、地域防災計画を策定する段階で、最善の対応を、国、県、市町村で協議し、統一して進めて参りたいと考えておりませう。また、大地震後の避難を円滑にするための道路の整備は、ブロック塀や倒壊家屋の防止とともに、重要な事だと考えておりませう。今後、地域防災計画の大幅に見直の中で、国、県とも協議を進めながら、大地震後の避難が、安全かつ迅速にできるよう、計画を策定、整備して参りたいと考えておりませう。次に、トリビューン報道等についてでございますが、小学校の入札についても、また今回の入札執行についても、法令及び条例等の違反は一切ございませうせん。ただ、できるだけ地元業者を優遇するための条件設定が、町外業者からすれば不当と捉えられていると考えられませう。しかし、公共工事の少ない市町村においては、地元の活性化また雇用創出のためにも、更に地元建設業者を育成するためにも地元業者の優遇は、全ての自治体で行ってる当たり前のことであると認識しておりませう。一部の町内業者を私利私欲のため優遇するのではなく、町内業者育成と雇用創出のため、引いては町全体の活性化のため、今後とも、出来る限り、町発注の建設工事に町内業者が参加できる機会を増やせるよう、また、町外業者にも理解してもらえよう発注に工夫をして参りたいと考えておりませう。そして、トリビューンへの対応でございますが、最初の報道は、私が、自宅に配達されて来た新聞を断ったことから開始されたように思ひませうし、今では、役場への新聞配送や広告料等の支払いも断っていることから、報道が過激になっていると考えておりませう。従って、暫くは、報道が継続されると思ひませうが、これに屈することなく毅然と対応して参りたいと考えておりませう。次に、更新住宅についてでございます。1つ目の入居状況でございますが、これまでの建設戸数34戸のうち、現在8戸が未入居でございます。2つ目の店舗付住宅を希望されていた方との話し合ひは、これまでに3回行ひましたが、決着はついておりませうせん。3つ目の家賃でございますが、現在の入居者は、改良住宅からの移転者であり、建設当時から近隣町と協議し、家賃を決め、約束もした額でもございませうるので、早期に改めるのは難しいと考えておりませう。ただ、現在の入居者が転出した後は、一般の公営

住宅と同様の家賃算定方法に基づき算定したいと考えております。最後に、内妻川の改修の件でございますが、未改修部分は、今後、県とも協議し、出来るだけ早期に改修工事をしていただけるよう要望して参ります。以上でございます。

枅富議長 寒葉産業建設課長。

寒葉産業建設課長 私の方からは、藤元議員さんの防災対策についての中での避難をスムーズにするためにも町道川長線の整備も必要でないかというご質問と内妻川の早期改修について、町長の補足答弁ということでお答えをさせていただきます。まず防災対策につきましての町道川長線の整備というご質問でございますが、町道川長線につきましては、現在、幅員約2.5m前後という状況でありまして、議員のご質問の中にもございましたが、車が対向できないという状況でございます。また、通学路としても利用されておりまして、危険な状況であるということは、町といたしましても認識しております。また、一部につきましては、山側でございますが、幅員も一部2車線ということで改良している区間がございますが、大半は未改良の状況でございます。今後関係者各位のご協力が得られれば、事業により改良していくように町といたしましても努力したいというふうに考えております。また、河川管理道に付きましては、牟岐川の管理道となりますが、左岸側は現在中央橋のほり歯科医院から消防署、清水橋までの区間につきましては、町道の占用ということで、約600m間につきましては舗装が整備されておりまして、通行につきましては、車も人も通れるという状況でございます。それ以外につきましては、舗装等整備がされておりませんが、現在、県によりまして川で生き生き健康モデル事業という事業が本年度に新しくできました。その中で各地域、各団体によります意見の中で、意見を出していただいて、その中で計画を立てて河川管理道の整備を行っていく予定となっております。その中で避難路としても活用できるように町としてもご配慮いただくように県の方に要望してまいりたいというふうに考えております。それから、次に内妻川の早期改修でございます。この件につきましては、町長の答弁もございましたけれども、内妻川につきましては、延長が約3kmということで2級河川でございますが、管理は徳島県となっております。平成14年度までに内妻川につきましては、約900mを町営の土地改良事業と合わせまして改修済みということになっております。先程、写真を見せていただきましたけれども、残りの区間ということで、下流側につきましても約200m間の石積み護岸がございます。これにつきましても一部

地元からの要望がございまして、嵩上げ要望もございました。また、導流堤がございまして、これは約50mの区間でございまして、これも改修の要望が出ております。これにつきましても、それから、上流部、これは写真の方を見せていただきましたけれども、上流部というのは、かなり内妻川につきましても、河床勾配がきついということで、河床の洗掘、さらには護岸が洗掘されてそれぞれ現況の田んぼ、畑等が削り取られるというような状況が続いております。これにつきましても一部県の方で対策をしていただいて工事している区間がございまして、殆ど区間が未改修ということでございまして、今後とも要望につきましても、毎年、県の方に要望しているところでございまして、できるだけ早期に改修できるように、県の方にさらに要望を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

枅富議長 岩田住民福祉課長。

岩田住民福祉課長 藤元議員の一般質問にお答えしたいと思います。私の方からは、更新住宅について、町長の補足という形でお答えしたいと思います。この1点目の入居状況についてということですが、町長が回答したとおり、現在8戸未入居となっております。この中には、町外在住者でまだ入居条件をみたしていない世帯というのもありまして、議員ご指摘の本町が示した期限、12月末ということにもうすぐ期限も迎えようとしております。しかし、これら世帯の人が仮にスムーズに入居していただければ、何も問題は無いわけですが、多少課題も残っており、その期限を待ってから整理という形に入りますので、その結論を迎えるには多少時間を要するかも分かりません。ただ、その期限につきましても、全ての世帯の人にお伝えしてありますので、納得していただけるものと考えております。2点目の店舗付き住宅を希望されていた方とのその後の話し合いということですが、これも一応、今年になって3回、家の方と話し合いを持ちましたが、その中でも1回の話し合いが5分、10分というような形式ばったの話というのではなくて、一応、中に踏み込んだ1時間から2時間程度を要した話し合いというものの中にもございまして、どうしても一部その世帯の方が納得してもらえない点というのもありまして、そこから平行線を辿っている状況で、全て不調に終わっており、結論から言いますと進展はございません。それから、3点目の更新住宅の家賃が定額制になっている。改めるべきではないかという件でございまして、この点につきましても、元々の出発点が同和対策事業の小集落住宅建設というものから始まっております。

して、その入居している方の感情とか、そういったような諸々のものを踏まえまして、今現在の形でいきますと、このままの制度を採用していきたいと考えております。ただ、その入居している方が最終的に転出とか何らかの形で空き家になり、全く新しい人、関係なくなった場合については、その都度新しい公営住宅法の適用を考えて入居の促進をしてまいりたいと考えております。以上です。

枘富議長 藤元議員。

藤元議員 34戸のうち8戸が未入居という話でありました。これは清水南とか東がありますけども、これはどの住宅に属する方が入るべき人が入っていないのかというようなことと、それから、一応、今月一杯が期限ということになっているのだと思いますが、早急にという話を言っておりましたけれども、だいたいいつ頃まで待つつもりなのかということと、それから、その話し合いのつかない方ですけども、3回お話しをしたけれども、まだ話が見つからないということですが、これもいつまでも話が見つからないということで延ばすわけにもいかないと思うのですね。ある程度、期限を決める必要があると思いますし、どういうことでどういう主張をされて、この話が見つからないのか。この方は店舗付き住宅を建てたいという話だったと思うのですが、やはり今でもそういう主張をしているのでしょうか。それから、家賃の問題ですけども、亡くなったり転居したりという場合が今の住宅法に適用するような話がありましたけれども、この定額制というのを改める気がないという話でありますけども、そうすると新しく入った人と同じ住宅に入って差ができるという、こういうふうなことが生まれるわけで、いつまでもこの住宅行政に対する不信と言うか、こういうようなのが続くということになると思うのです。ですから、これもある程度のすぐに無理だというのであれば、ある程度の期間を決めて誰もが納得できるような家賃に変えていくべきだというふうに思います。その点、再問をいたします。それと、防災対策では国道の閉鎖のことを申し上げましたけれども、これは非常に大事だと思うのです。この牟岐町を通過して南へ走ったら、三陸沖地震津波、ああいう大きな津波が来た場合、どこも逃げるところがないと、せめてそこの私が言いましたように牟岐橋を渡る手前とかもう少し向うの橋入口辺りとか、そこで止めないと、もし止めれたら本当に失わなくてもいい命が助けられるわけですから、これは今の電子掲示板という日和佐道路とか、ちょっとこっちの方の日和佐の前のパチンコがあったちょっと手前にもあると思いますが、ああいうのを例えばそこに付けてもらうとか、そう

というようなことを考えないと先程町長が言われたように、本当に車に乗っていたら気が付かないわけですから、スイスイと行ってしまうということになるので、これは、やはり是非そういう仕組みを作るべきではないかというふうに思うのですが、再度、お考えを聞かせていただけたらと思います。

枅富議長 福井町長。

福井町長 国道の通行止めの件でございますが、現実的に今考えて可能と判断すれば、すぐさまお願いに参るのですが、実際に大地震の後、走っている車を止めるというのは非常に難しいのではないかと判断されるということで、それと、もし、例えば、今おっしゃっている掲示板ですか、それを付くようにすればいいということですが、停電の時にどうなるかとか、それから、そのことに皆さんが必死になって避難できないとかいうことでも困りますので、先程申しましたように国、県と協議しながら一番良い回答を見つけ出していくということで、現時点ではお願いしたいと思います。それと、更新住宅の移転と言うか、空き家の入居の件でございますけども、議員がおっしゃいますように、確かにいつまでも放っておくわけにはいきませんので、ある時点を決めて段階的に施策を打ってまいりたいと考えております。例えば、いついつまでに入ってくれないのであれば、もう他の人を入れますよとか、そういうふうな考え方で説得してまいりたいと考えております。以上でございます。

枅富議長 岩田住民福祉課長。

岩田住民福祉課長 再問でございますが、この入居状況の8戸のうち今現在残っておりますのが、清水南と東、また、それと、今年度にできました住宅全部含めて8戸残っている状況でございますので、別にこの人がここに入るとかいう形での取決めはまだ行われておりませんので、その点ご了承いただきたいと思います。それから、その店舗付き住宅の希望されていた方とのその後の話し合いの内容につきましては、ここで紹介することにもまだ、反対にいたしますと、また、支障が生じる可能性もございますので、その点についてはご了承いただきたいと思います。また、更新住宅の家賃の件でございますが、先程も回答いたしましたように元々のスタートが小集落事業であるということ踏まえますと、その全部が全部小集落住宅に賛成したという方ばかりでございま

せんので、やはり地域の方の中には、その住宅並びに自分の先祖代々持っていた土地というのも手放した、その思いとかを踏まえますと、一足飛びにそういう形で話を持っていくということもできかねるのかということもありますので、今のままの入居してる方については、今のままの制度を採用していくのが一番ベストではないかと考えております。また、その中で議員ご指摘の件も分かりますので、そういうところについては、例えば、研修会等がもしあれば、そういったように今までの同和対策事業はこうでありましたとかいうふうな人権教育みたいな格好で広報できれば一番良い形で認識していただけるのではないかと考えております。以上でございます。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 質問ではありませんが、幾つか問題があるようです。これも先程も申し上げましたように、やはりある程度、期限を決めてやると、このことをお願いして質問を終わります。